

平成25年行政事業レビューシート

(文部科学省)

事業名	公立高校の授業料無償制及び高等学校等就学支援金		担当部局庁	初等中等教育局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成22年度～(終了予定なし)		担当課室	高校教育改革PT		主任視学官 望月 禎	
会計区分	一般会計		政策・施策名	確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり Ⅱ-8 教育機会の確保のための特別な支援づくり			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等 就学支援金の支給に関する法律		関係する計画、 通知等	—			
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)	公立高校の授業料を無償にするとともに、高等学校等就学支援金を支給することにより、家庭の教育費負担を軽減する。						
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	<p>○公立の高等学校(中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)を含む。)については授業料を不徴収とすることに伴い、これまでの授業料に相当する経費を地方公共団体に対して国費により負担。</p> <p>○私立学校の生徒については、高等学校等就学支援金として授業料について一定額(118,800円)を助成するほか、低所得世帯の生徒については、所得(市町村民税所得割額により判断)に応じて、助成金額を1.5～2倍した額を上限として助成。</p>						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の状 況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		当初予算	393,269	392,206	396,023	395,016	事項要求
		補正予算	0	0	▲ 235	0	
		繰越し等	0	0	0	0	
	計	393,269	392,206	395,789	395,016		
	執行額	390,550	391,380	395,122			
執行率(%)	99.3%	99.8%	99.8%				
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	経済的理由による高校中退者数		成果実績	人	1043	945	集計中
			達成度	%	—	—	
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	対象者数		活動実績 (当初見込み)	万人	360 (366)	360 (360)	362 (362)
単位当たり コスト	約109(千円/人)		算出根拠	395,122百万円(平成24年度執行額)÷362万人(平成24年度交付金対象者数)			
平成 25 ・ 26 年度 予算 内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	公立高等学校授業料不徴収交付金	234,508百万円		平成26年度要求:事項要求			
	高等学校等就学支援金交付金	160,080百万円					
	高等学校等就学支援金事務費交付金	410百万円					
	諸謝金	0.6百万円					
	職員旅費	1.0百万円					
	委員等旅費	1.2百万円					
	教職員研修費	15.2百万円					
計	395,016百万円						

事業所管部局による点検						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	当事業は、高等学校等における家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等の確保に重要な役割を果たす事業であることから、地方公共団体において必要となる経費を国費により負担する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	地方公共団体等からの申請を精査することにより、必要な額を交付している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—				
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	個別調査に基づき実態に沿った見込を立てており、実績は見込に見合ったものとなっている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	<p>本事業は、公立高校の授業料を無償にするとともに、高等学校等就学支援金を支給することにより、家庭の教育費負担を軽減するものであり、基本的に、引き続き国として行うべき事業である。</p> <p>予算編成に当たっては、前年度の実績及び対象者数などを踏まえて、極力不用を出さないように努める。</p> <p>また、アンケート調査や統計調査の活用により、引き続き政策効果の把握に努める。</p> <p>なお、平成26年度以降の事業内容については、現在検討を行っている高校無償化制度の見直しの結果を踏まえて決定する。</p>					
外部有識者の所見						
外部有識者による点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	<p>1. 事業評価の観点:この事業は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、公立高校の授業料を無償にするとともに、高等学校等就学支援金を支給することにより、家庭の教育費負担を軽減する事業であり、予算執行の観点から検証を行った。</p> <p>2. 所見:この事業は、支給対象予定者数により予算が増減するものであり、今後とも実績を踏まえた事業規模の適正化に留意しつつ、引き続き教育費負担軽減に努めるべきである。</p>					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
<p>公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度</p> <p>http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm</p>						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	—	平成23年	0116	平成24年	0120

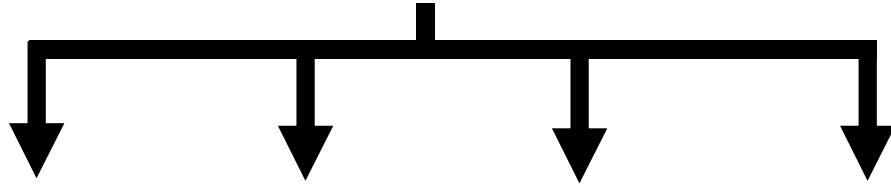
※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

文部科学省
395,122百万円

諸謝金 0.2百万円
職員旅費 0.9百万円
委員等旅費 0.1百万円
教職員研修費 8.3百万円 } を含む

※表示単位未満四捨五入の関係で、
積み上げと合計は一致しない。

〔公立高等学校において授業料を徴収しないこととするため及び私立高等学校等に在学する生徒又は学生に対し高等学校等就学支援金の支給を行うために必要な経費を交付・支出〕



〔 交付 〕

〔 交付 〕

〔 交付 〕

〔 交付 〕

公立高等学校授業料不徴収交付金：
235,844百万円

都道府県
(全47機関)

A. 都道府県が設置する学校分： 221,559百万円	B. 市区町村等が設置する学校分： 14,284百万円
都道府県 (全47機関)	市区町村等 (全134機関)

〔都道府県が公立高等学校の教育に必要経費を交付・支出〕

〔市区町村等が公立高等学校の教育に必要な経費を交付・支出〕

C. 高等学校等就学支援金交付金：
153,652百万円

都道府県
(全47機関)

〔高等学校等における家庭の教育費負担の軽減となる就学支援金を都道府県知事が支給するために必要な経費を交付・支出〕

D. 高等学校等就学支援金交付金(国立)：
5,162百万円

国立大学法人・
独立行政法人
(全50機関)

〔高等学校等における家庭の教育費負担を軽減するために国立大学等に在学する者の就学支援金を交付・支出〕

E. 高等学校等就学支援金事務費交付金：
456百万円

都道府県
(全47機関)

〔就学支援金に関する事務の執行に必要な経費を交付・支出〕

〔 交付 〕

B. 公立高等学校授業料不徴収交付金：
14,284百万円

市区町村等
(全134機関)

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.東京都			E.東京都		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
交付金	高等学校の教育に要する経費 (教職員人件費等)	13,070	交付金	人件費等	86
計		13,070	計		86
B.大阪市			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
交付金	高等学校の教育に要する経費 (教職員人件費等)	1,445			
計		1,445	計		0
C.東京都			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
交付金	高等学校等就学支援金	23,722			
計		23,722	計		0
D.国立高等専門学校機構			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
交付金	授業料	3,993			
計		3,993	計		0

支出先上位10者リスト

A. 公立高等学校授業料不徴収交付金

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	都道府県が設置する公立高等学校の教育に必要な経費を交付・支出	13,070	—	—
2	大阪府	都道府県が設置する公立高等学校の教育に必要な経費を交付・支出	12,908	—	—
3	愛知県	都道府県が設置する公立高等学校の教育に必要な経費を交付・支出	12,501	—	—
4	神奈川県	都道府県が設置する公立高等学校の教育に必要な経費を交付・支出	12,072	—	—
5	埼玉県	都道府県が設置する公立高等学校の教育に必要な経費を交付・支出	11,762	—	—
6	千葉県	都道府県が設置する公立高等学校の教育に必要な経費を交付・支出	9,937	—	—
7	北海道	都道府県が設置する公立高等学校の教育に必要な経費を交付・支出	9,490	—	—
8	兵庫県	都道府県が設置する公立高等学校の教育に必要な経費を交付・支出	9,179	—	—
9	福岡県	都道府県が設置する公立高等学校の教育に必要な経費を交付・支出	7,232	—	—
10	静岡県	都道府県が設置する公立高等学校の教育に必要な経費を交付・支出	6,748	—	—

B. 公立高等学校授業料不徴収交付金

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪市	市区町村等が設置する公立高等学校の教育に必要な経費を交付・支出	1445	—	—
2	名古屋市	市区町村等が設置する公立高等学校の教育に必要な経費を交付・支出	1268	—	—
3	横浜市	市区町村等が設置する公立高等学校の教育に必要な経費を交付・支出	731	—	—
4	札幌市	市区町村等が設置する公立高等学校の教育に必要な経費を交付・支出	700	—	—
5	広島市	市区町村等が設置する公立高等学校の教育に必要な経費を交付・支出	601	—	—
6	京都市	市区町村等が設置する公立高等学校の教育に必要な経費を交付・支出	582	—	—
7	神戸市	市区町村等が設置する公立高等学校の教育に必要な経費を交付・支出	566	—	—
8	さいたま市	市区町村等が設置する公立高等学校の教育に必要な経費を交付・支出	446	—	—
9	川崎市	市区町村等が設置する公立高等学校の教育に必要な経費を交付・支出	399	—	—
10	福岡市	市区町村等が設置する公立高等学校の教育に必要な経費を交付・支出	354	—	—

C. 高等学校等就学支援金交付金

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	高等学校等における家庭の教育費負担の軽減となる就学支援金を都道府県知事が支給するために必要な経費を交付・支出	23,722	—	—
2	大阪府	高等学校等における家庭の教育費負担の軽減となる就学支援金を都道府県知事が支給するために必要な経費を交付・支出	14,885	—	—
3	愛知県	高等学校等における家庭の教育費負担の軽減となる就学支援金を都道府県知事が支給するために必要な経費を交付・支出	9,295	—	—
4	神奈川県	高等学校等における家庭の教育費負担の軽減となる就学支援金を都道府県知事が支給するために必要な経費を交付・支出	9,274	—	—
5	福岡県	高等学校等における家庭の教育費負担の軽減となる就学支援金を都道府県知事が支給するために必要な経費を交付・支出	7,692	—	—
6	埼玉県	高等学校等における家庭の教育費負担の軽減となる就学支援金を都道府県知事が支給するために必要な経費を交付・支出	7,060	—	—
7	千葉県	高等学校等における家庭の教育費負担の軽減となる就学支援金を都道府県知事が支給するために必要な経費を交付・支出	6,564	—	—
8	北海道	高等学校等における家庭の教育費負担の軽減となる就学支援金を都道府県知事が支給するために必要な経費を交付・支出	6,334	—	—
9	兵庫県	高等学校等における家庭の教育費負担の軽減となる就学支援金を都道府県知事が支給するために必要な経費を交付・支出	5,579	—	—
10	茨城県	高等学校等における家庭の教育費負担の軽減となる就学支援金を都道府県知事が支給するために必要な経費を交付・支出	4,630	—	—

D. 高等学校等就学支援金交付金(国立)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	国立高等専門学校機構	高等学校等における家庭の教育費負担の軽減となる就学支援金を、国立大学附属高等学校等に在学する生徒等の学校設置者に交付・支出	3993	—	—
2	筑波大学	高等学校等における家庭の教育費負担の軽減となる就学支援金を、国立大学附属高等学校等に在学する生徒等の学校設置者に交付・支出	196	—	—
3	東京学芸大学	高等学校等における家庭の教育費負担の軽減となる就学支援金を、国立大学附属高等学校等に在学する生徒等の学校設置者に交付・支出	160	—	—
4	大阪教育大学	高等学校等における家庭の教育費負担の軽減となる就学支援金を、国立大学附属高等学校等に在学する生徒等の学校設置者に交付・支出	153	—	—
5	広島大学	高等学校等における家庭の教育費負担の軽減となる就学支援金を、国立大学附属高等学校等に在学する生徒等の学校設置者に交付・支出	138	—	—
6	東京工業大学	高等学校等における家庭の教育費負担の軽減となる就学支援金を、国立大学附属高等学校等に在学する生徒等の学校設置者に交付・支出	68	—	—
7	京都教育大学	高等学校等における家庭の教育費負担の軽減となる就学支援金を、国立大学附属高等学校等に在学する生徒等の学校設置者に交付・支出	68	—	—
8	愛知教育大学	高等学校等における家庭の教育費負担の軽減となる就学支援金を、国立大学附属高等学校等に在学する生徒等の学校設置者に交付・支出	67	—	—
9	金沢大学	高等学校等における家庭の教育費負担の軽減となる就学支援金を、国立大学附属高等学校等に在学する生徒等の学校設置者に交付・支出	44	—	—
10	愛媛大学	高等学校等における家庭の教育費負担の軽減となる就学支援金を、国立大学附属高等学校等に在学する生徒等の学校設置者に交付・支出	42	—	—

E. 高等学校等就学支援金事務費交付金

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	就学支援金に関する事務の執行に必要な経費を交付・支出	86	—	—
2	大阪府	就学支援金に関する事務の執行に必要な経費を交付・支出	42	—	—
3	神奈川県	就学支援金に関する事務の執行に必要な経費を交付・支出	29	—	—
4	愛知県	就学支援金に関する事務の執行に必要な経費を交付・支出	26	—	—
5	埼玉県	就学支援金に関する事務の執行に必要な経費を交付・支出	22	—	—
6	福岡県	就学支援金に関する事務の執行に必要な経費を交付・支出	22	—	—
7	千葉県	就学支援金に関する事務の執行に必要な経費を交付・支出	21	—	—
8	兵庫県	就学支援金に関する事務の執行に必要な経費を交付・支出	17	—	—
9	茨城県	就学支援金に関する事務の執行に必要な経費を交付・支出	13	—	—
10	静岡県	就学支援金に関する事務の執行に必要な経費を交付・支出	13	—	—

※補助事業